



大和平野土地改良区だより

第46号

ホームページでも情報発信しています！ 吉野川分水



令和7年5月9日発行

発行者
みどり
水土里ネット大和平野
大和平野土地改良区

〒634-8560

奈良県橿原市城殿町459番地

TEL(0744)22-2052(代)

FAX(0744)22-1624

http://www.yamatoheiya.or.jp/

近況報告について「金澤 理事長挨拶」



新緑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、大和平野土地改良区の業務、運営につきまして、組合員の皆様、国、県、市町村及び関係団体の皆様方には、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

始めに、去る3月19日に近畿農政局農村振興部の植田部長、奈良県食農部の乾部長をはじめ多くのご来賓の方々にご臨席を賜り、大和平野土地改良区設立70周年記念式典を開催させていただきました。当改良区が昭和30年3月10日に設立され、70周年という節目を迎えることが出来たのも、功労者表彰を受賞されました総代各位をはじめ、長きに亘りご支援をいただきました組合員及び関係の皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。「吉野川分水」という奈良県の貴重な財産、歴史的農業遺産を、より良い形で後世に引き継いでいくようこれからも取り組んでまいります。

また、記念式典終了後、第71回通常総代会を開催させていただきました。上程いたしました議案について、総代の皆様に慎重審議をいただき原案通りご承認を賜りました。重ねてお礼申し上げます。

令和7年度一般会計予算につきましては、総額8億5,600万円となり、主に大型井堰の改修工事等により、前年度より4,600万円の増額となっております。本年度の賦課金単価につきましては、前年度と同額の5,200円/10a、また地区除外決済金単価につきましても前年度と同額の419円/m²でご承認いただきました。

そして、今年の夏期通水も、6月1日から開始し9月20日までの112日間、計画取水量約5,309万m³を予定しており、土用干し期間は7日間、8月30日から東西幹線交互に通水し、本年度も安全で安定的に農業用水を供給する計画をいたしております。なお、通水計画につきましては、天候により急遽変更せざるを得ない状況も想定されますので、通水情報等には十分留意していただくとともに、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨今のウクライナ情勢等による世界的食料危機が生じている中、25年ぶりに改正されました食料・農業・農村基本法の基本理念には、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、また農業生産基盤の整備及び保全という言葉が新たに示されました。食料の安定供給に欠かせない農業生産基盤を支える土地改良区の役割が今後益々重要になってくると考えており、引き続き地域の農村振興の一翼を担っていく所存でございます。

結びになりますが、これから本格的な農繁期を迎え、いよいよ農事多忙な時期となってまいります。皆様におかれましても、日々ご健勝にてご活躍いただきますことを心から祈念いたしまして、簡単ではございますが、『大和平野土地改良区だより第46号』の発刊にあたり、ご挨拶とさせていただきます。

新年度を迎えて「山下 奈良県知事挨拶」



大和平野土地改良区の組合員の皆様方には、平素から本県行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。吉野川分水の適正な維持管理にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げますとともに、先日大和平野土地改良区の設立70周年を迎えられ、記念式典が盛大に開催されましたこと、誠に喜ばしい限りであり、改めてお祝い申し上げます。

奈良県には、世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観、大都市近郊ならではの利便性など多くの魅力がありますが、一方で、仕事と子育ての両立のしにくさ、道路等のインフラ整備の遅れといった早急に改善していかなければならない課題も多くあります。

そのため、知事就任以来、徹底した行財政改革に取り組むとともに、様々な新規事業に取り組み、県民が将来にわたりこの奈良県で幸せに暮らしていける、そんな県づくりの種まきを行ってまいりました。

まいた種が花を咲かせ、実をつけるには、時間が必要ですが、任期である4年間で、できる限り成果を出せるよう、しっかりと取組を加速させてまいります。

このような考え方のもと、令和7年度においては、県民のみなさんに約束した「県民や事業者の安心と暮らしへの責任」、「奈良県の子ども、若者の未来への責任」、「豊で活力ある奈良県を創る責任」の3つの責任に沿って重点的に取り組んでまいります。

とりわけ農業分野では、大和平野地域を中心に小規模農家による水稻栽培が継続して行われるよう、農家の経営収支の黒字化を目指してグループ化を推進するため、「共同育苗への取組」や「グループリーダー育成」、「機械の共同利用を見据えた経営改善計画の作成」などを支援いたします。また、地域農業の担い手不足が進む中、企業の農業参入を促進するため、企業の意向調査や農地調査に着手して参ります。農地調査については、地域固有の農地情報をお持ちの土地改良区の組合員の皆様にご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願い致します。

大和平野地域において営農が継続され農地が適切に活用されるには、吉野川分水による農業用水の安定供給が不可欠です。大和平野土地改良区の組合員の皆様方に管理いただいている用水路などの吉野川分水施設については、平成29年度に国営事業による更新整備が完了しましたが、将来にわたって安全かつ安定した農業用水の供給を続けていくには、引き続き適正な管理と計画的な長寿命化対策が必要となります。

県といたしましても、土地改良区の皆様と引き続き対策に取り組んでまいりますのでご協力のほどよろしくお願い致します。

結びに、土地改良区のますますのご発展並びに組合員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年度のご挨拶といたします。

第71回通常総代会開催

令和7年3月19日午前10時30分より事務所3階大会議室に於いて開催されました。
提案されました議案は、令和7年度予算案を含む14案件に対して慎重審議をいただき、すべての案件について承認を得ました。



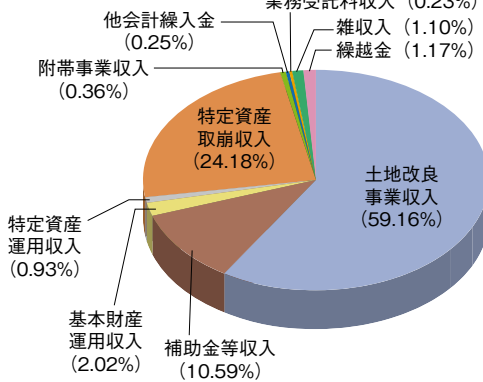
【令和7年度一般会計予算】

(単位:円)

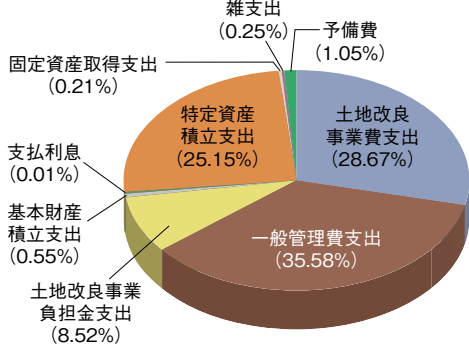
1. 土地改良事業収入	506,400,000
2. 補助金等収入	90,650,000
3. 基本財産運用収入	17,300,000
4. 特定資産運用収入	8,000,000
5. 特定資産取崩収入	206,990,000
6. 他会計繰入金	2,170,000
7. 附帯事業収入	3,070,000
8. 業務受託料収入	2,000,000
9. 雑収入	9,420,000
10. 繰越金	10,000,000
収入合計	856,000,000

1. 土地改良事業費支出	245,450,000
2. 一般管理費支出	304,600,000
3. 土地改良事業負担金支出	72,920,000
4. 支払利息	100,000
5. 基本財産積立支出	4,700,000
6. 特定資産積立支出	215,310,000
7. 固定資産取得支出	1,800,000
8. 雑支出	2,120,000
9. 予備費	9,000,000
支出合計	856,000,000

■収入(%)



■支出(%)



支出の説明

1. 土地改良事業費支出	土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
2. 一般管理費支出	土地改良区組織運営のために要する一般的経費
3. 土地改良事業負担金支出	国及び県営土地改良事業の負担金等
4. 支払利息	債務の支払利息
5. 基本財産積立支出	基本財産を積み増すための支出額
6. 特定資産積立支出	積立資産を積み増すための支出額
7. 固定資産取得支出	固定資産を取得するための支出額
8. 雑支出	上記以外の支出
9. 予備費	

第108回臨時総代会開催

令和6年11月28日午前10時より事務所3階大会議室で第108回臨時総代会が開催され、令和5年度歳入歳出決算を含む11案件に対して慎重審議をいただき、すべての案件について承認を得ました。

【令和5年度一般会計決算】

(単位:円)

1. 土地改良事業収入	618,995,033
2. 補助金等収入	90,640,000
3. 借入金収入	118,498,000
4. 基本財産運用収入	13,513,597
5. 特定資産運用収入	4,826,835
6. 特定資産取崩収入	131,019,180
7. 他会計繰入金	3,701,524
8. 附帯事業収入	2,617,780
9. 業務受託料収入	8,399,500
10. 雑収入	8,771,331
11. 繰越金	9,440,364
収入合計	1,010,423,144

1. 土地改良事業費支出	206,846,010
2. 一般管理費支出	276,238,065
3. 土地改良事業負担金支出	143,658,602
4. 支払利息	1,019,180
5. 基本財産積立支出	1,256,936
6. 特定資産積立支出	367,779,787
7. 固定資産取得支出	1,530,000
8. 雑支出	2,824,473
9. 予備費	0
支出合計	1,001,153,053

収入、支出差引残高 9,270,091円は、令和6年度へ繰越

土地改良区からのお願いとお知らせ

手続きは忘れずに

組合員の資格に異動があった場合(土地改良法第43条)

改良区に組合員資格得喪通知書をご提出下さい。
用紙は当改良区事務所、各市町村農業委員会、JAならけん各支店にご用意している他、当改良区のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

- (例)
- ・農地の売買・相続等により贈与されたとき
 - ・農地の賃貸借契約又は解約したとき
 - ・農業者年金の受給又は後継者に経営移譲するとき
 - ・組合員が亡くなられたとき
 - ・引っ越ししたとき

注意! ・市町村及び法務局等の公共機関で登記等の手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ組合員名簿の変更は行われませんのでご注意ください。

農地を転用する場合(土地改良法第42条第2項)

各市町村農業委員会で地区除外申請書をご提出いただき、決済金を納付して下さい。

- 注意!**
- ・農業委員会の手続きを経ないで、地目変更を行うときにも地区除外申請が必要となります。(法務局照会や国土調査等)
 - ・公共事業等により道路、河川等を買収及び寄付された場合も同様に地区除外申請が必要となります。
 - ・開発を伴う転用については、工事の協議が必要となる場合がありますので事前にご連絡をお願いします。

賦課金の滞納は、土地の売買及び農地転用の支障となり、新所有者に承継されますので、ご注意ください。(土地改良法第42条第1項)

令和7年度賦課金及び決済金

賦課基準日 4月1日

賦課金 5,200円/10a

納付期限

前期 令和7年 6月30日

後期 令和7年12月28日

決済金 419円/m²

賦課金は、吉野川分水施設の維持管理を行うために必要な経費として納付していただいております。また、賦課基準日時点の組合員に納付していただくことになります。賦課基準日以降の異動・地区除外は翌年度賦課金から反映されます。

多面的機能の発揮について

土地改良区施設の多面的機能を発揮するため、地域で当土地改良施設・土地をご利用・ご活用される団体と協定を結んでおります。ご希望の団体は、ご連絡をお願いします。

工事の施工協議について

農業用水管等の土地改良施設近辺で工事を行う場合は、事前に土地改良区へ工事の協議を行って下さい。工事の内容によっては、土地改良施設に影響を及ぼす場合があります、トラブルの原因となります。

ため池整備及び区画整理事業等に伴う協議について

当改良区事業区域内で土地改良事業及びため池整備や廃池(一部も含む)、圃場整備、区画整備、宅地開発等を計画される場合は、土地改良区への協議が必要となります。

設立70周年記念式典開催

大和平野土地改良区は、土地改良法に基づき昭和30年3月10日に設立され、本年で70周年の節目を迎えました。

これを記念いたしまして、令和7年3月19日に「大和平野土地改良区設立70周年記念式典」を開催し、総功労者表彰及び「農業水利施設を守る女性の活躍」と題した講演等をさせていただきました。

これまでの長きに亘り、ご支援いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げますとともに、「吉野川分水」という歴史的農業遺産をより良い形で後世に引き継いでいくよう取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



吉野川分水啓発活動報告

◎水のつながりプロジェクト

大和平野と水源地域の子どもたちがそれぞれの地域を訪ね、体験や見学を通じた交流を行いました。子どもたちは水のつながりを実感し、感謝の気持ちをもって地域について学ぶ機会となっています。



田植え体験の様子



稲刈り体験の様子

水のつながりは、人のつながり

令和6年度の活動報告はこちらからご覧になれます⇒



産直市（河合町）の様子

◎各種イベントへの参加

吉野川分水を広く知っていただくため、各種イベント等へ参加し、パネル展示やパンフレットの配布等を行っています。



出前授業の様子

◎出前授業

大和平野管内の小学校へ出向き、吉野川分水にまつわる出前授業を行い、社会科の地域学習に貢献しています。

全国大規模農業水利事業協議会 活動報告

両協議会に於いて、農林水産省等に対し令和7年度の土地改良事業予算確保に関する要望活動や農林水産省幹部と意見交換等を行いました。



全国大規模農業水利事業協議会



国営農業水利改良事業促進近畿協議会

奈良県立 なら食と農の魅力創造国際大学校

2年制 専門学校 少人数制 専門学校



令和8年度入学 学生募集

フードクリエイティブ学科

アグリマネジメント学科

〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217 〒633-0046 奈良県桜井市大字湊之内130-1

TEL:0744-46-9700

TEL:0744-47-3430

詳しくはHPをご覧ください。
https://www3.pref.nara.jp/nafic/

NAFIC

検索



トビイロウンカの発生に注意!

奈良県では、トビイロウンカに関する情報をLINE等で配信しています。情報は、下記の2次元バーコードを読み取ることで確認することが出来ます。

病害虫
防除所HP



トビイロ
ウンカの
防除技術



奈良県
LINE



吉野川分水歴史展示館

歴史展示館は、県内だけでなく県外からも多くの方が来館されており、吉野川分水の歴史だけでなく農業分野を学ぶ題材としても、幅広く当館を利用いただいています。



来館者の様子（大阪府 学校法人城南学園小学校）



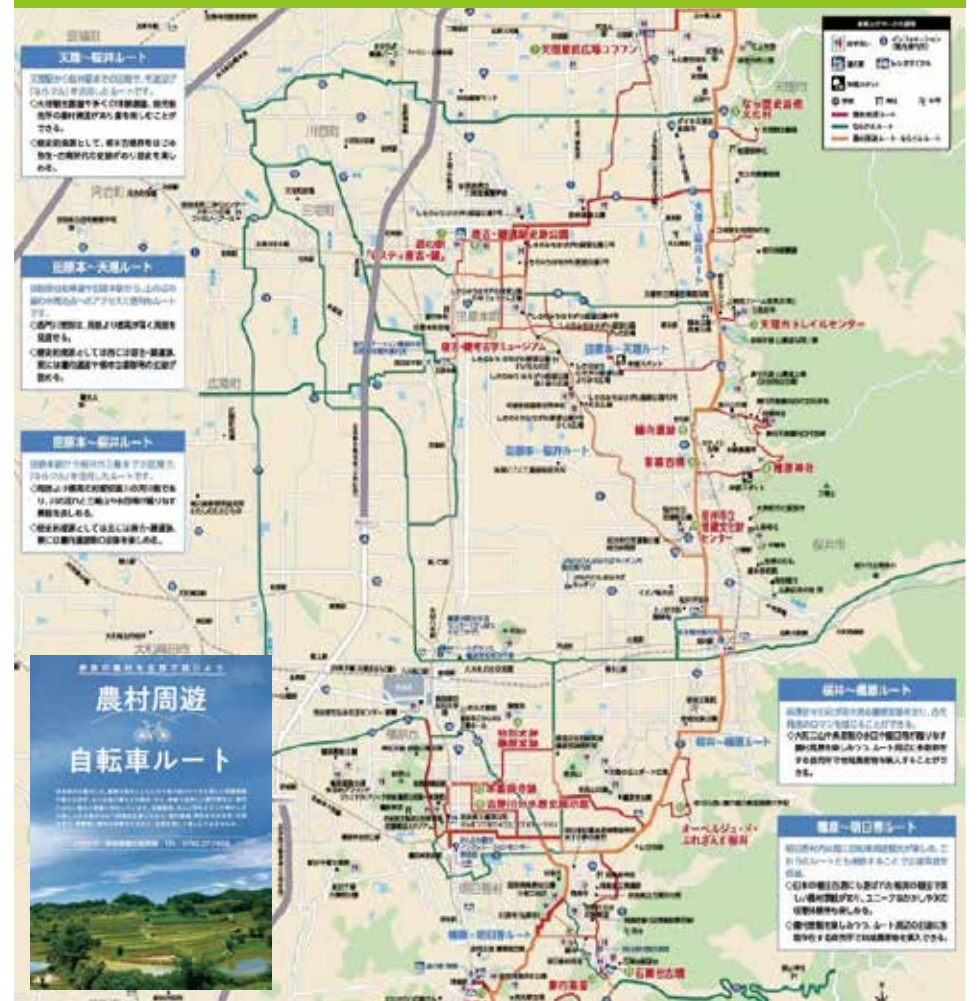
来館者の様子（滋賀県 野洲川下流土地改良区）

【入場料】無料 【開館時間】9:00～16:00 展示館のパンフレットは
年中無休（土日祝日は要予約）

こちらからダウンロードできます



奈良県農村周遊自転車ルートマップ



農村周遊自転車ルートマップとは、農村をもっと身近に感じていただくことが出来る、そんな農村を中心にした自転車ルートマップです。【奈良県作成】

▶吉野川分水歴史展示館もルートコースの一部となっています!

農村自転車ルートマップはこちらからご覧になれます⇒



担い手集積・集落営農等の向上に取り組んでいます

大和平野地区では、地区内の農地において、高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加を鑑み、平成27年度から関係団体及び関係者による「大和平野地区担い手農地利用集積向上推進協議会」を設立し、担い手への農地利用集積、集落営農等の推進に取り組んでいます。



農地の管理でお困りの場合は、まず、サポセンにご相談ください!

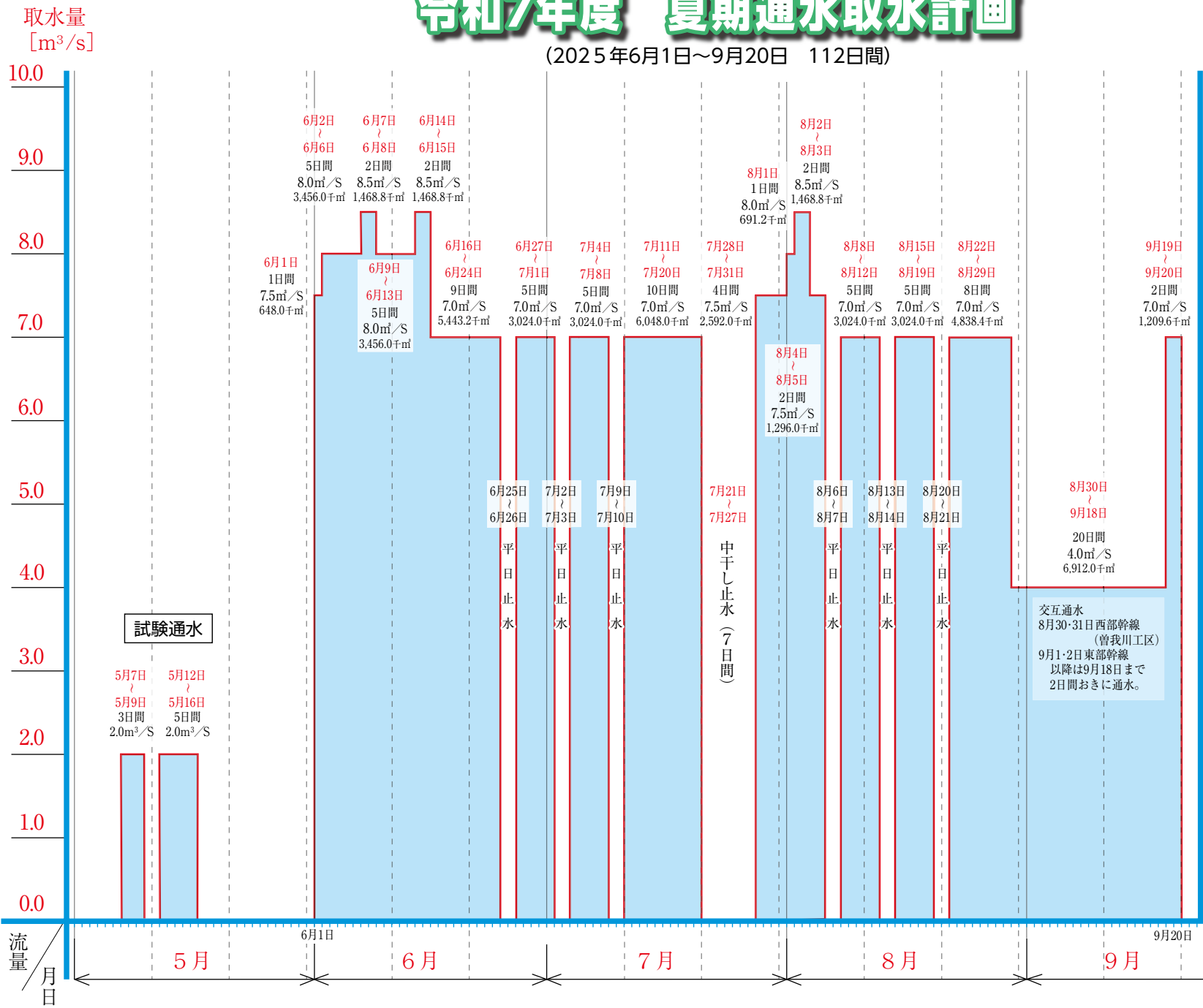
(公財)なら担い手・農地サポートセンター ☎ 0744-21-5020
〒634-0053 奈良県橿原市畝傍町53番地

なら サポセン 検索

FAX 0744-29-8125

令和7年度 夏期通水取水計画

(2025年6月1日～9月20日 112日間)



夏期通水計画取水量
53,092,800m³

取水日数
93日間

中干し期間(7日間)
7月21日
7月27日

平日止水日(水・木曜日)

- 6月25日
 - 6月26日
 - 7月2日
 - 7月3日
 - 7月9日
 - 7月10日
 - 8月6日
 - 8月7日
 - 8月13日
 - 8月14日
 - 8月20日
 - 8月21日
- 計12日間

交互通水日
(東部)(10日間)
9月 1、2、5、6、9、10、
13、14、17、18日
(西部(曾我川))(10日間)
8月 30、31日
9月 3、4、7、8、11、12、
15、16日

※9月19、20日は東西両幹線

通水についてのお願い

- 吉野川分水は補給用水です。
ため池や河川水等と併用での使用をお願いします。
特に、平日止水日や中干し並びに交互通水期間の止水幹線は吉野川分水の利用ができませんので、ため池や河川水等をご利用ください。
- 取水方法を誤れば、重大な事故になる恐れがあり、必ず所定の方法で取水し、**違反取水は絶対にしない**で下さい。
- 通水期間中、不測事態の発生により、緊急措置として、次の河川に放流する場合がありますのでご注意ください。
※緊急時放流(流量調整放流)予定河川
今木川、曾我川、飛鳥川、寺川、巻向川、西門川、布留川、菩提仙川、富雄川、葛城川、高田川、初田川、葛下川、佐味田川
- 河川、水路等に**ゴミや刈草などを捨てない**で下さい。
ゴミや刈草などが原因で、**通水障害を起こす場合があります**。
事故につながることもあります。
- 吉野川分水はかんがい用水として年間に取水出来る量が水利権により定められています。**下流の事を考えた取水・掛け流しをしない**など、限られた水の有効利用にご理解ご協力をお願いします。

異常を見つけたら
土地改良区に連絡を！

漏水被害を最小限に食い止め、道路や民家への2次災害を防止するには、日頃から地域で作業されている組合員のご協力が欠かせません。

今後も漏水だけでなく、水量や水位、**施設に異常を発見した際**には、土地改良区または地元役員までご一報お願いします。



<連絡先>
大和平野土地改良区
事業課 0744-22-2052

樋野監視所 0745-67-1386
金剛監視所 0745-66-1082
染野監視所 0745-48-2781
森本監視所 0743-65-1488

令和7年度 通水こよみ

6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

7月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

8月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31			

9月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30

全線通水日
西部幹線及び曾我川幹線のみ通水
止水日

※最終日(9月20日)は総取水量により、全日送水できない場合があります。
※天候等により変更になることがあります。